

逗子の未来協議会

第9回

まちづくりと市民・地域①

市民協働のまちづくり

2017年8月5日

配付資料

1. 次第
 2. (仮称)自治基本条例の検討プロセス
 3. (仮称)自治基本条例の構成と関連する条例との関係
 4. 逗子の未来協議会ワークショップテーマ
 5. 「協働」の言葉整理と具体的な取り組み
 6. 市民協働推進等懇話会配布資料
 7. アンケート
- ※レポートNo.8、特別回、まちトークアンケート

本日の内容と進め方

- 市長挨拶
- これまでのふりかえり
- 「協働」の言葉整理と現状制度
- グループの話し合い①、席替え
- グループの話し合い②
- ご案内、次回予告、アンケート

市長挨撈

に

「市民協働推進条例」

を

策定する際の検討材料
に活用させていただきま
す

逗子の未来協議会 これまでのふりかえり

- ①7/30 「逗子でこういうふうに住みたい」
- ②8/27 「合意形成」
- ③9/17 「市民」
- ④10/15 「公共」
- ⑤11/19 「自治基本条例に盛り込みたいこと」
- ⑥12/17 「条例の前文を考えよう」
- ⑦1/21 「情報共有」
- ⑧2/18 「市民参加」
- 特別回 3/25 「市長と話そう」
- 5/20 まちづくりトーク
- 「自治基本条例はなぜ必要？」

「協働」の言葉整理

- **共同** 同じ立場・資格で行う
同じ条件で使用する
(例: 男女共同参画、共同トイレ)
- **協同** 同じ目的や利益のために、
役割分担を決めて協力する
(例: 生活協同組合)
- **協働** 対等の立場(パートナーシップ)を強調
「共創」「共働」と表現されることも

「市民参加」と「協働」のレベル

⑧住民によるコントロール

⑦委任されたパワー

⑥パートナーシップ

⑤代表市民の参加

④広聴

③情報提供

②お飾りの市民参加

①操り参加

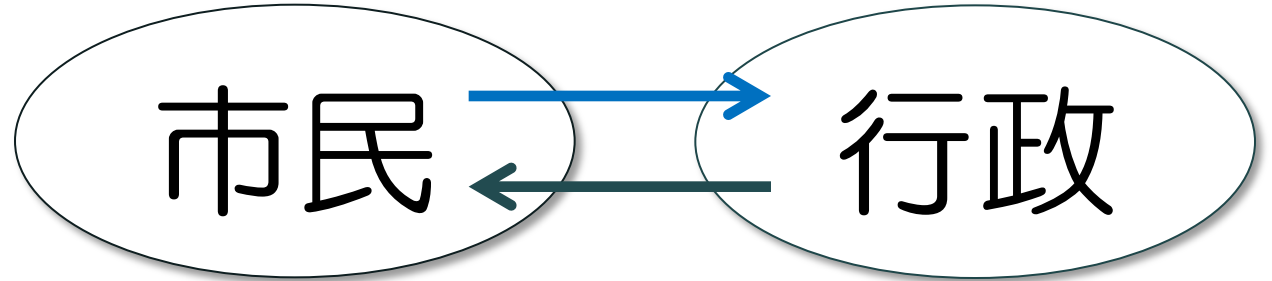
**逗子市の
協働レベル**
(現在)

市民参加

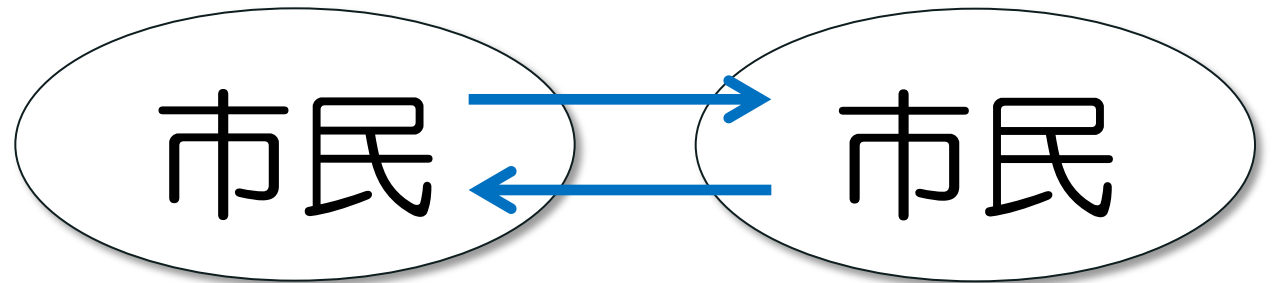
参加不在

「協働」のパートナー

市民と行政
が一緒に行う



市民同士
で行う



逗子市の具体的な取り組み

- 市民活動支援補助金
- 社会参加・市民活動ポイントシステム
(Zen)
- 協業事業提案制度
- 市民協働コーディネーター
- 市民協働推進員制度・市民協働推進
会議
- 場の提供：市民交流センター、コミュニ
ティセンター、地域活動センター

協働の形

- ◆ **後援** 「事業に市が賛同していることを対外的に表明」 チラシに記名及び配架
- ◆ **協力** 「事業実施に市も協力しています」 チラシ配架＋物品貸し出し・場の提供等
- ◆ **共催** 「市も一緒に行う事業です」 共同で企画運営、コスト負担等、責任を負う

他にも、**委託、補助金、交付金、アダプト** など様々な形態があります

グループ話し合い 11時5分まで

‘協働’は必要ですか？

どのような場面で協働が必要になりますか
協働することでどんな良いことがありますか

-記録係をグループで決めます

(A3白紙、縦、タイトル「協働の必要性」)

市民協働推進等懇話会

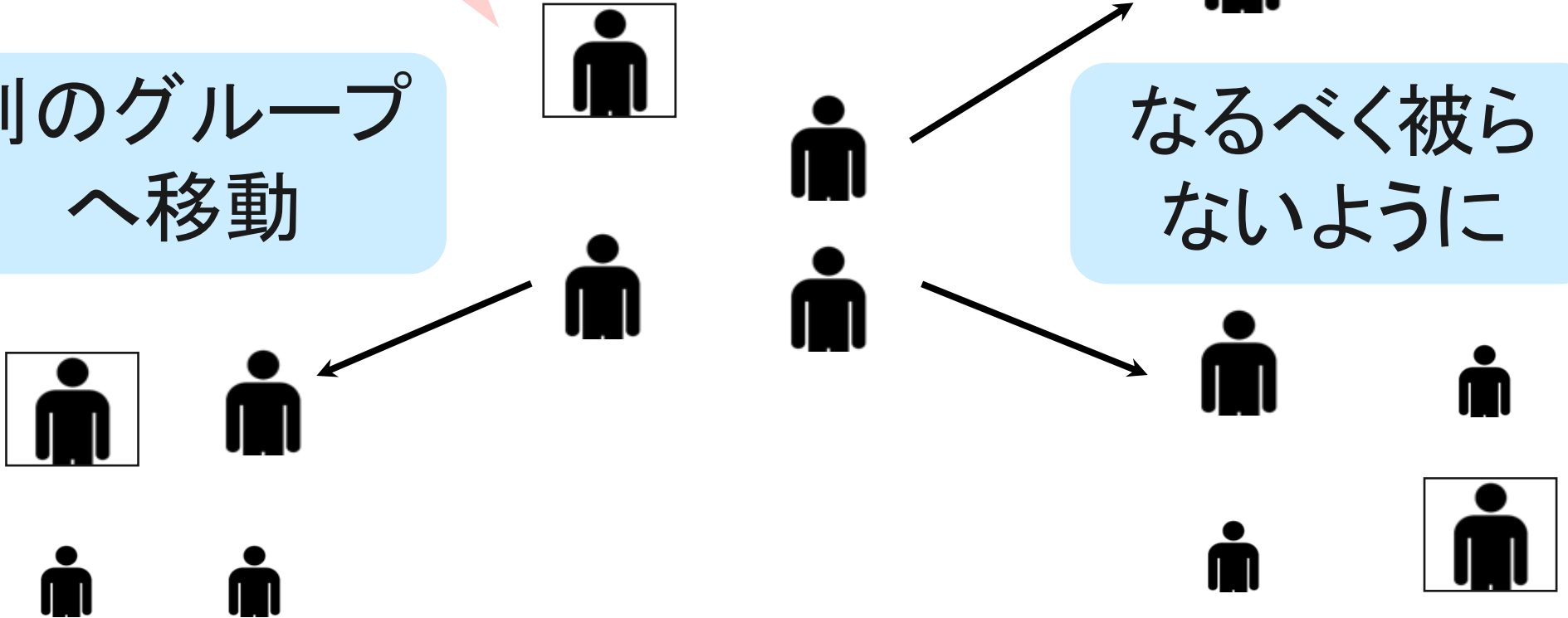
で話し合われていること

席替えタイム

記録係は
同じ席にそのまま

別のグループ
へ移動

なるべく被ら
ないように



話し合い2回目 11時40分

市民協働のまちづくりで 望ましい姿や仕組み

これから目指したい協働のあり方
や実現するための方法について

- 記録係の方、再びお願いします
- 1回目とは違う紙、タイトル「協働のあり方」

話し合った内容の共有

市長トーク

ご案内①

(仮称) 市民協働推進条例

の市民ワークショップ開

催

をします (秋頃、詳細未定)

⇒詳細が次回にご案内します

ご案内②Facebookページをつくりました！



「逗子の未来協議会」で検索
いいね！を
お願いします



次回予告

第10回テーマ

まちづくりと市民・地域②

地域の視点から考える

まちづくり

9月9日(土)10:00~12:00